平成 23 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 22 年度分に係る評価)

事業コード

24603101

【1枚目】

001030107

事務事業名	部 名 等	民生部	政策の柱基3 健や	かで笑顔	iあふれるまちづく	()	会計一般会計			
予 算 書 の 事 業 名 国民年金事務	課 名 等 市民		政 策 名 2 健康で	で安心して暮らせる社会の構築			款 3. 民生費			
事業期間 開始年度 昭和34年度 終了年度 当面継続 業務分類 6. ソフト事業	係 名 等	市民係②	施 策 名 5. 社会保	障制度の適切な運営 項 1. 社会福祉費						
実施方法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営	記入者氏名	倉元 朋就	区 分なし			目 7. 国民年金費				
	電話番号	0765-23-1012	基本事業名 国民年金制	度の普及	・啓発					
				2.00	. 175					
◆事業概要(どのような事業か)					実約	į.		計画		
国民年金制度は、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、健障害又は死亡に関して必要な給付を行う制度である。	全な国民生活の維持及び	び向上に寄与っ	することを目的に、国民の老齢、	単						
法定受託事務として、資格関係届出の受理・審査、住民異動届に伴う異動処理、各種年金請求の手続きの受理・審査、管轄の年金事務所への送付や制度運営上必要な協力・連携を行っている。	老齢福祉年金諸届けの	受理・審査、[国民年金に関する広報及び相談、	位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など)		① 姑促除者	(強制、任意、3号)	人	7. 931	7, 554	7, 500	7, 500	7. 50	
被保険者 (1号、3号、任意) 老齢福祉年金、基礎年金等受給者	対	① 拟床陕1	(独削、任息、3号)	^ _	7, 931	7, 554	7, 300	7, 300	7, 300	
対 象	象指	② 老齢福祉	年金、基礎年金等受給者	人	12, 312	11, 726	11, 500	11, 500	11, 50	
	標	3								
<平成22年度の主な活動内容>		 ① 各種届出 	受付件数	件	1, 925	1, 757	1, 750	1, 750	1. 750	
第1号被保険者の資格取得・喪失等国民年金の各種届出受理及び住民異動届に係る国民年金異動処理並びに国民年金 啓発。1号期間のみ有する者の未支給、障害、死亡一時金等年金請求手続き。保険料免除申請書の受付及び所得情報	の確認。保険活	· 11±/mm	201190	''	1, 020	1, 707	1,700	1, 700	1, 70	
手 料未納者対策に係る所得情報の提供。その他年金手続全般に関する相談。 *平成23年度の変更点	■ 動 指標	② 年金裁定	請求等受付件数	件	209	169	180	180	180	
なし		③ 保険料免	除申請受付件数	件	1, 079	944	1, 000	1, 000	1, 000	
(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか)		① 適切に恵	務処理できた割合	%	100.00	100.00	100.00	100.00	100, 0	
対象となる1号被保険者(農林漁業従事者、自営業者、学生、一般的退職者)を現実に把握し、その資格について、 齢要件、生活維持要件などを満たしているか確認し、正確に適用する。	住所要件、年成	① 週9712争	伪処理できた計画	70	100.00	100.00	100.00	100.00	100.0	
	➡ 果	2								
	標	3					,			
allette or PHE to 1985			1.04	- 年/日土	SE & 20 4					
を施策の目指すすがた> のすべての市民が、健康で文化的な生活を送っています。	一月	ス未指標か現身	と階で取得できていない場合、その	り取得力	伝を記入					
at H										
^			(t) R R + U A	(* III)	626	070	678	200	68	
◆この事務事業開始のきっかけ (何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか) 昭和34年4月に国民年金法が成立。他の既存年金制度との通算調整が行われ、昭和36年4月より、国民皆年金が制度化さ	h Z		財 (1)国・県支出金	(千円)	626	678	0/8	680	680	
老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、健全な国民生活の維			源 (2)地方債内 (2)その他(使用料・毛粉料等)	(千円)	0	0	0	0		
に、国民の老齢、障害又は死亡に関して必要な給付を行う制度である。			訳		0	0	0	ŭ		
			(4)一般財源	(千円)	Ü	v	Ü	0		
			A. 予算(決算)額((1)~(4)の合計)	(千円)	626	678	678	680	680	
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化な	ど)		①事務事業に携わる正規職員数	(人)	3	5	_	3		
地方分権 - 括法が平成12年度から段階的に施行され、機関委任事務から法定受託事務へと大幅な見直しがなされる。 平成14年からは、保険料徴収もすべて国が直接徴収することとなる。 現在は、資格関係届出の受理・審査、住民異動届に伴う異動処理、各種年金請求手続きの受理・審査、保険料免除申請書の受理・審査、老齢福祉年金諸 届の受理・審査、国民年金に関する広報及び相談、管轄の年金事務所への送付や制度運営上必要な協力・連携を行っている。		(②事務事業の年間所要時間	(時間)	2, 800	2, 600	2, 600	2, 600	2, 60	
		福祉年金諸	B. 人件費(②×人件費単価/千円)	(千円)	11, 774	10, 933	10, 933	10, 933	10, 93	
			事務事業に係る総費用 (A+B)	(千円)	12, 400	11, 611	11, 611	11, 613	11, 61	
平成18年10月から、住民基本台帳ネットワークを利用することにより、住民票コード収録者については、受給者の現況	曲の提出か省略された。 ──────	·	(参考) 人件費単価	(円@時間)	4, 205	4, 205	4, 205	4, 205	4, 20	
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入)			◆県内他市の実施状況 (打)	把握 して	いる内容又は把握	していない理由	の記入欄)			
市民から制度が度々変更されるので判りにくいとの意見有り				定受託事	務であり、全国一	·律制度				
			● 把握している							
			○ 把握していない							

部・課・係名等 コード 1

02010101

政策体系上の位置付け

コード2

525002

予算科目

コード3

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)
● 直結度大 社会保障制度の充実は、安心して健やかに暮らせるまちづくりに直結する。
○ 直結度中 説明
○ 直結度小
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
● 法令などにより市による実施が義務付けられている
○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) なため、市による実施が妥当
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当
国民年金法(昭和34年法律第141号) 根拠法令等を記入
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地はない。
なし <mark>説</mark> 明
【有効性の評価】
4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
成果向上の余地なし。
なし <mark>説</mark>
問 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)
連携することで、今より効果が高まる可能性があるほかの事業はない。
なし 説
明 I
【効率性の評価】
6. 事業費の削減の余地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明) 法定受託事務であり、年金事務所と連携して取り組むべきもの。
本に受託事務であり、 千並事務所と連携して取り組むへきもい。
なし <mark>説</mark> 明
91
7 1 仲悪の料法の女地(人の豊か吐田・エナ)マルカノ なももいよ 型巾 マキよい 押止し ※ (**)
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明) 保険料免除に係る継続申請等は個別に転記しているが、年金事務所と電子媒体でのやりとりにより時間的効率化を図れ
్
あり <mark>説</mark> 明
【公平性の評価】
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から) 比較すべき項目はない。
行足又並有な
明
適正化の余地なし
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
○ 高い 比較すべき項目はない。
U lida
● 平均 <mark>説</mark> 明
○低い
O rate

【必要性の評価】 10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)

	● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
	○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
	○ 一部の市民などに、ニーズがある
	○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
	○ 目的はある程度達成されている
	○ 上記のいずれにも該当しない
11.	事務事業実施の緊急性
	○ 緊急性が非常に高い
	○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
	● 市民などのニーズが急速に高まっている
	○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
	○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★ 評価指来の総括と今後の方向19 (1) 評価結果の総括

(1)	11 Im vo V () vo 10		
	① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
	② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
	③ 効率性	適切	● コスト削減の余地あり
	④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2) 今後の事務事業の方向性

○ 現状のまま	(又は計画	どおり) 継続実施	
終了	○ 廃止	〇 休止	

年度

○ 他の事務事業と統合又は連携

○ 目的見直し

● 事務事業のやり方改善

★改善	革·改善案	(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		事業継続	コストの方向性
実施予	次年度 (平成24 年度)		削減
定時		事業継続	成果の方向性
期	中·長期的 (3~5 年間)		維持

▼課長総括評価(一次評価)	
法定受託事務であり、年金事務所と連携し、事業継続	二次評価の要否
	不要